

日本国憲法を改悪する人に、私の一票は預けません

6月29日付け新聞の、意見広告の上記スローガンに目が釘付けになりました。半年前に成立した第二次安倍内閣は、9条改憲がすぐには難しいと見てとると、改正手続きを規定した96条改憲を打ち出しました(1月30、31日の衆参本会議)。「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」という条文です。安倍首相は「国会議員の三分の一が反対すれば憲法が変えられないというのでは、主権者である国民の意思が反映されない」とか「こんなに改正が難しい憲法は日本の憲法ぐらいなものだ」などと言いましたが、発議要件を過半数にして、時々多数派の都合で簡単に憲法を変えることができるようにするのは、「憲法は権力者を縛るものである」という立憲主義に反する、どこの国も改憲には高いハードルを設けているという反論が急速に浸透して世論が変化していきました。「憲法9条の会・岩岡」は、2月号のニュース(65号)に「96条改正のうごきを許すな!」という記事を書きましたが、その後の数ヶ月で、96条改憲反対が賛成を上回るまでになりました。

参議院選挙が近づいています

この選挙で改憲派(自民、維新、みんなの党など)が3分の2の議席を占めるようなことがあれば、次の参院選までの3年間で憲法改正の発議が行われるだろうと非常に危惧しています。アベノミクスで暮らしが良くなったという実感はないという人が78%を占めていますが、相変わらず安倍政権の支持率は高いままです。景気がよくなることは誰も望むところですが、目先の景気動向にとらわれず、100年先を見すえて、平和憲法を守り、原発をなくし、食料は自国でまかない、国民が一番暮らしやすい国(経済活動が一番やりやすい国でなく)をめざす政党、候補者を選ぼうではありませんか。

自民党の憲法改正草案って?

「憲法9条の会・岩岡」では、毎月世話人会で、自民党憲法改正草案について学習することにしました。テキストは、「週刊金曜日」の「自民党憲法改正草案 徹底批判シリーズ」です。どなたでもご参加下さい。資料(3頁です)はたくさん印刷してありますので、必要な方は事務局までご連絡下さい。お届けします。以下は「週刊金曜日」の記事(要旨)です。

改正手続き要件

今は表だった動きを潜めているが、七月の参議院選挙で勝利したら安倍自民党が一挙に憲法を破壊する動きを強めてくるのは自明だ。私たちの憲法を、立憲主義を無視する自民党に蹂躪させるわけにはいかない。小沢隆一(東京慈恵会医科大学教授(憲法))

改憲をねらう安倍晋三首相や自民党は、まずこの96条から手をつけようとねらっています。自民党の改憲草案によると「この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し」とあります。3分の2ではなく、過半数にするというのです。

■憲法96条改正に関する各党の賛否

	賛否	審査会での意見
自民党	賛成	衆参どちらかの3分の1以上の反対で発議されない。要件を過半数に
日本維新の会	賛成	まず96条の改正を。現状では国民に判断を仰ぐことは困難
みんなの党	条件付き賛成	手続きの簡略化が必要だが、統治機構改革を進めないと賛同できない
公明党	先行に慎重	硬性憲法の性格は維持を。要件の一定程度の緩和には議論の余地
民主党	先行に反対	ハードルを下げるのみでなく、どこを変えるか中身の議論は不可欠
共産党	反対	一般法並みにハードルを下げるのは憲法が憲法でなくなる禁止手
生活の党	反対	多数派による改憲につながる。現状のまま維持すべきだ

社民党の会派は議席が少なく、審査会に委員がいない

(朝日新聞5月9日)

■各紙世論調査での憲法96条改正に関する賛否

	賛成	反対
朝日新聞(5月2日付朝刊)	38%	54%
毎日新聞(5月3日付朝刊)	42%	46%
読売新聞(5月13日付朝刊)	35%	51%
産経新聞(4月23日付朝刊)	42%	45%

なぜ96条がねらわれたか。自民党の本命である9条改憲は、両院で発議できても各種の世論調査で国民の半数以上が反対している現状では国民投票で勝てる見込みは厳しい。ところが96条は形式上手続きの問題で具体的ですから、まとめやすく、論議に入りやすい。かつ合意も取り付けやすい。これで改憲できれば国民の中にある一種の「改憲アレルギー」を払拭でき、それまで経験のなかった改憲も「現実にはやれるんだ」という意識が生まれるでしょう。そのためのネタとしては96条改憲はうってつけなのです。

日本のみならず各国の憲法の基盤になっている近代立憲主義には「国会議員が通常法律を作るのと同じような手軽さで、憲法を改正するのは好ましくない」という考え方が流れています。改憲は決して簡単にはいけないのです。(この後、アメリカやフランスの「改正しにくい憲法」について述べられています)。96条の「3分の2条項」、憲法の最高法規性をうたう98条、99条の「憲法尊重擁護の義務」は、近代立憲主義を具体化したものに他なりません。自民党の改憲草案には、現行憲法の中に脈打っている近代立憲主義のイロハを捨てるという特徴が存在しています。96条改憲は近代立憲主義の否定に他なりません。

戦争の放棄

自民党改憲草案の中でも最も要注意なのが、現行憲法の第9条の解体と「緊急事態」の新設にほかならない。戦前回帰色が濃厚で、日本を軍事国家・独裁国家にしかねない、数々のこわもての条文が目白押しだ。

戦後の平和と民主主義は、決定的な試練を迎えている。 瀬藤 厚 (山口大学教授 (歴史学))



憲法草案「第9条の2」は「国防軍を保持する」と宣言しています。「国防軍」との関連で最も警戒を要するのは、「緊急事態の宣言」という項目の第98条、「緊急事態の宣言の効果」という第99条です。98条の冒頭に「内閣総理大臣は我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において(略)緊急事態の宣言を発することができる」とあります。そして第99条では「緊急事態の宣言が発せられたときは(略)内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」となっています。これは大日本帝国憲法第8条の「緊急勅令」と本質的に同じ内容です。こんなことが許されるのならば、改憲によって「戦後バージョンの欽定憲法」ができあがり、日本は発展途上国によくある独裁国家に転落するしかありません。

第68回世話人会 と き：2013年7月31日(第5水曜日) 13時30分～15時30分
 ところ：岩岡連絡所多目的ホール(小)
 初めに「自民党憲法改正草案」の学習をします。
 憲法9条の会・岩岡 連絡先(事務局) 白井篤子(078-967-2758)